

長岡市長 様

年 月 日

長岡市子育て世帯移住・就業支援事業補助金 移住前事前相談票

長岡市子育て世帯移住・就業支援事業補助金交付要綱に基づき、申請の要件を満たす予定のため、移住前に当補助金の事前相談票を提出します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
現住所	〒		
電話番号		メールアドレス	
長岡市移住定住相談センターLINE公式アカウントの登録の有無 (○か×)			

2 移住元要件に該当しているかの確認

長岡市へ住民票を移す <u>直前10年間</u> のうち <u>通算5年以上</u> 、東京圏に在住しているか
<p>(記載例)</p> <p>①2016年4月～2019年3月まで神奈川県横浜市に在住 (丸3年)</p> <p>②2022年1月～現在まで東京都武蔵野市に在住 (○年○か月)</p> <p>⇒①+②で通算5年以上、東京圏に在住している</p>
長岡市へ住民票を移す <u>直前に連続して1年以上</u> 、東京圏に在住しているか
<p>(記載例)</p> <p>①2022年1月～現在まで東京都武蔵野市に在住</p> <p>②武蔵野市から長岡市へ住民票を移す予定である</p> <p>⇒直前に連続して1年以上、東京圏に在住している</p>

以下の長岡市移住・就業支援事業補助金交付要綱の「移住元に関する要件」に該当しませんか。 (該当する方に○を付けてください)	
<input type="radio"/>	以下の要件に該当しません
<input type="radio"/>	以下の要件に該当します
<p>1 住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上東京都特別区の区域(以下「東京23区」という。)に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。</p> <p>2 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。</p> <p>3 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元としての対象期間とすることができる。</p>	

※上記の要件に該当する方はこの補助金の申請はできません。

3 補助金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

転入予定日	年 月 日					
要件の種類	<input type="radio"/>	就業	<input type="radio"/>	起業	同時に移住する家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
	<input type="radio"/>	テレワーク	<input type="radio"/>	関係人口	同時に移住する家族のうち、申請日の年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員の人数	人
	<input type="radio"/>	専門人材				

4 注意点

- ・令和6年10月1日以降に長岡市へ転入する方については、転入日の前日までに長岡市に当相談票を提出しなかった場合は、長岡市子育て世帯移住・就業支援事業補助金を受給することができません。
- ・事前相談票を提出していても、申請時に予算に達していた場合は補助金を受給できない場合があります。
- ・「転入日」とは住民票に記載される「住所を定めた日」のことです。「転入手続きをした日」ではありませんのでご注意ください。